

基幹統計の作成方法に関する通知の受理状況

令和 2 年 11 月 26 日
政策統括官(統計基準担当)

基幹統計の名称	作成者	主な事項	通知の受理年月日
国民経済計算	内閣総理大臣	2015 年（平成 27 年）基準改定における作成方法の変更 ① 「改装・改修（リフォーム・リニューアル工事）」、「分譲住宅の販売マージンの記録」、「非住宅不動産売買取引の仲介手数料の記録」、「娯楽作品原本」について、総固定資本形成に計上 ② 「住宅宿泊事業」について、国内家計最終消費支出に計上 ③ 固定資産のリース取引について、リース区分（FL/O L）に応じて記録	R 2 . 11 . 11

（注）統計法第 26 条第 1 項では、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならないと規定されている（当該作成方法を変更しようとするときも同様。）。

本表は、この規定に基づいてなされた通知の概要を整理したものである。